

## 高等教育の修学支援新制度(JASSO 給付奨学金)の中間所得層への拡大について

令和6年度の奨学金制度改正により、従来の修学支援新制度Ⅰ～Ⅲ区分に該当しなかった世帯年収が600万円程度の多子世帯について、新たに第Ⅳ区分として支援が拡大します。(令和6年度4月から実施)

### 【対象者】

以下のすべてに該当する学部生が第Ⅳ区分の対象となります。※大学院生及び外国人留学生は対象外

- ・Ⅰ～Ⅲ区分に該当しない場合で、世帯年収が600万円程度の世帯
- ・当該年度の前年12月31日時点で、生計維持者(原則、父母)に扶養されている「子ども」の数が3人以上(学生本人を含む)である世帯 ※令和6年度前期に申請する場合は2022年12月31日の人数
- ・資産要件や在留資格など修学支援新制度の申請資格を満たす者

【支援内容】第Ⅳ区分に採用された場合、給付奨学金と学費免除がセットで支援を受けられます。

- 給付奨学金・・・全額支援の4分の1額の支援
- 授業料免除・・・授業料の4分の1額の免除  
※令和6年度4月入学者は入学料も支援対象

参考:文部科学省資料

[令和6年度からの奨学金制度の改正\(授業料減免等の中間層への拡大\) \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)

### 【支援の申請方法】

#### ○令和6年度4月に入学する新入生の方

合格発表後に送付された入学手続書類の「茨城大学の経済支援の手引」に記載された、必要書類を入学手続時に提出してください。※日本学生支援機構奨学金在学採用希望者(給付奨学金)に記載されています。

#### 〈重要〉

高校等で申請した給付奨学金予約採用が不許可だった令和6年4月入学者で、多子世帯の要件に該当する場合は、申請することをお勧めします。

高校予約採用の審査は、制度改正前に実施されているため、第Ⅳ区分に該当する場合でも不許可となっています。

## ○茨城大学に在学している方

授業料免除と日本学生支援機構給付奨学金の両方の申請を行ってください。

### 1. 授業料免除

大学から案内された申請期限内に申請してください。

[申請案内・申請様式のダウンロード\(学費免除／徴収猶予\) | 茨城大学 \(ibaraki.ac.jp\)](#)

### 2. 日本学生支援機構給付奨学金

4月上旬～中旬に実施する給付奨学金の在学採用に申請してください。

募集については、キャンパススクエア掲示板に掲載します。(3月下旬予定)

## 【その他】

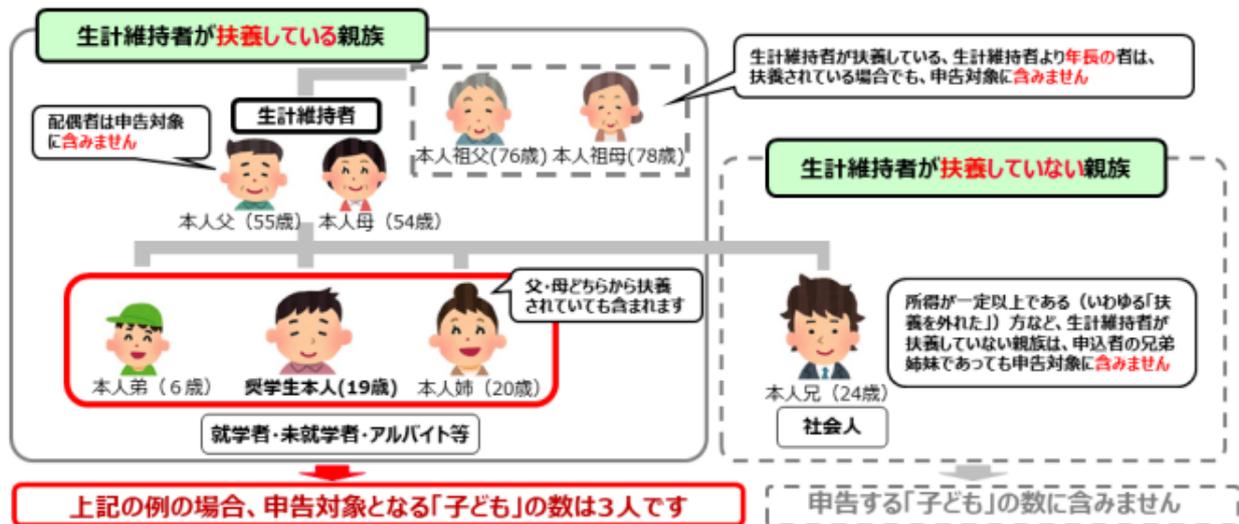
・多子世帯でも家計状況はⅠ～Ⅲ区分に該当する場合は、該当するⅠ～Ⅲ区分が適用されます。

・世帯収入は、マイナンバー情報に基づき日本学生支援機構が判断します。

・扶養している「子ども」の数は、給付奨学金申請時、進学届や在籍報告での申告に基づき日本学生支援機構が判断します。

・家計基準が第Ⅳ区分に該当していたが、第一子が扶養から外れるなどで、扶養している子の数が2名以下の世帯となった場合は「対象外」となります。

## 〈扶養している子どもの数のカウント例〉



## 【本件に関する問い合わせ】

[経済支援関係の問合せ方法 | 茨城大学 \(ibaraki.ac.jp\)](#)